

京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業実施方針等に係る意見書

No	資料名	頁	項目					内容
1	実施方針	2	1	(1)	5)			事業の範囲に、大規模修繕業務が含まれていませんが、事業期間中にも修繕が発生すると考えられるため、要求水準書で事業者側で修繕を行う範囲について明確化して頂けるよう要望します。
2	実施方針	4	1	(2)				入札説明書・事業者選定基準等の公表から、資格確認通知の発生を経て提案書の受付までの時期が2ヶ月弱であり、非常に短期間であると思われます。事業者側で精査検討し、よりよい提案を行うためには、入札説明書等の公表から4～5ヶ月程度の期間が必要であると考えます。
8	実施方針	8	2	(4)	1)	カ		「一応募者の構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力会社として参加していないこと」とありますが、協力会社に関しましては複数の応募者に協力できることとして頂けないでしょうか。
9	実施方針	9	2	(4)	2)	ウ		「なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めない」とありますが、協力会社に関しましては変更が可能として頂きたい。
3	リスク分担表		第三者賠償リスク					大学の提示条件以外で、不可抗力等の事業者に責の無い事由により第三者へ損害を与えた場合の賠償責任は、事業者側でリスク負担することは困難であり、リスクを考慮する分結果的に事業費が増加するものと考えられます。事業者が責の無い第三者への損害については、損害を与えた第三者あるいは一括して大学側でリスク分担して頂くよう希望します。
4	リスク分担表		不可抗力リスク					不可抗力リスクは、予見できないリスクであり、事業者側で全て負担することは困難かつ費用の増加につながると考えられます。そのため事業者側のリスク分担は、不可抗力が何度起きた場合でも全体に対し、上限を定めたものとして頂くよう希望します。
5	リスク分担表		施設瑕疵リスク					施設瑕疵については、民法上10年間に上限を定めているため、民間の契約慣習及び法律に従い、事業者側の負担は最大10年間とし、それ以降は施設所有者である大学側のリスク分担とするよう希望します。
6	リスク分担表		維持管理コストリスク					第三者による維持管理費又は修繕費の増大に関するリスク分担が、大学側、事業者側 となっていますが、事業者の責で無い第三者による維持管理費、修繕費の増大は、事業者側でリスク分担することは困難であり、大学側で一括して負担して頂くよう希望します。

京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業実施方針等に係る意見書

No	資料名	頁	項目					内容
7	リスク分担表		セキュリティーリスク					事業者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等が事業者側のリスク分担となっているため、入札説明書等の公表時には、事業者の警備範囲及び責任を具体的に明確な区分をして頂くよう希望します。
10								過去に更生手続き開始の申立てをした者については、所轄の裁判所による同手続き開始の決定を受けたことをもって、上記の入札参加者の排除条項に該当しないものとして頂きたい。 (参考)「大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業実施方針」では、2-(4)-2)-1)-建設にあたる企業の参加資格要件に、「文部科学省における建設工事の一般競争参加資格(会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをした者(中略)にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、…」とあり、「申し立てをした者」の参加を前提に要件規定また地方自治体においては、広島県が「県営上安住宅(仮称)整備事業 実施方針」(H14.3.29)で、資格制限について「会社更生法に基づいて更生手続き開始の申立てがなされている者について、手続き開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていない者」と規定し、開始決定後の入札参加資格の再認定をもって資格が復権するものとしています。 また埼玉県杉戸町は、「(仮称)生涯学習センター整備等事業の実実施方針」(H14.7.31)で、「...会社更生法に基づいて更生手続き開始の申立てがなされている場合、(中略)手続き開始の決定後、参加資格が付与される。」としています。
11								今回、10施設を超えるPFI事業の実実施方針が逐次公表されていますが、各事業の中で同様な資格条件、保証事項などが記載されていますが、全ての事業にて同一の条件に関する質疑回答に関しては、個々の事業について回答されるものと思われませんが、その回答内容の解釈に齟齬がに無い様に留意していただきたく要望します。